

印西市国民健康保険税条例の一部改正について

改正内容

令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）

- ・国民健康保険税の課税限度額について、次のとおりとする。
 - ① 国民健康保険税の基礎課税額（医療分）に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に引き上げる。
 - ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。
- ・国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円（現行29.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（現行54.5万円）に引き上げる。

改正による影響額

・限度額引き上げにより、約448万円の增收

基礎課税額（医療分）に係る限度額到達世帯は206世帯となり、世帯に係る保険税額が1万円引き上がることにより、206万円増加する。

後期高齢者支援金等課税額に係る限度額到達世帯は121世帯となり、世帯に係る保険税額が2万円引き上がることにより、242万円増加する。

・軽減判定所得の拡大により、約285万3千円の減収

5割軽減の対象となる所得の算定基準を1万円引き上げることによって、軽減対象世帯が48世帯増加し、軽減額は198万6千円増加する。

2割軽減の対象となる所得の算定基準を1万5千円引き上げることによって、軽減対象世帯が46世帯増加し、軽減額は86万7千円増加する。

その他

軽減対象となる額は、保険基盤安定制度に係る繰入金で全額公費負担される。
令和7年4月1日施行予定（令和7年度の課税分から適用する。）